

医療安全支援センターの設置について

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成18年法律第84号)により医療法(昭和23年法律第205号)の一部が改正され、同法第6条の11の規定により、都道府県や保健所設置市等は、医療の安全に関する情報の提供など、医療の安全の確保に関し必要な措置を講じるよう努めなければならないとされ、県等において「医療安全支援センター」を設けることの努力義務が規定されました。

本県においても、これに対応し、下記のとおり県医療政策課及び各保健所に医療安全支援センターを設置しています。

記

名称	住所
①香川県医療安全支援センター (香川県健康福祉部医療政策課) TEL 087-832-3333	香川県高松市番町4-1-10
②香川県小豆地域医療安全支援センター (香川県小豆保健所) TEL 0879-62-1373	香川県小豆郡土庄町湊崎甲2079-5 (香川県小豆総合事務所内)
③香川県東讃地域医療安全支援センター (香川県東讃保健所) TEL 0879-29-8260	さぬき市津田町津田930-2 (香川県東讃保健福祉事務所内)
④香川県中讃地域医療安全支援センター (香川県中讃保健所) TEL 0877-24-9962	香川県丸亀市土器町東8丁目526 (香川県中讃保健福祉事務所内)
⑤香川県西讃地域医療安全支援センター (香川県西讃保健所) TEL 0875-25-2052	香川県観音寺市坂本町7-3-18 (香川県西讃保健福祉事務所内)